令和７年４月

神戸市立高羽小学校いじめ防止基本方針

■　はじめに

高羽小学校は、職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「高羽小学校基本方針」という。）を策定します。

（令和３年５月改訂　神戸市立高羽小学校）

■　いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、高羽小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行います。

■　いじめの定義

・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　（「いじめ防止対策推進法」第２条）

・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒等の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があること鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日　文部科学大臣決定）

■　いじめの基本認識

・いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
・いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、
　一体となって取り組むべき問題である。

高　羽　の　教　育

学校教育目標

豊かな心の子　ねばり強くたくましい子　自ら学ぼうとする子

本年度重点目標

豊かな感性を持ち　自ら考えてねばり強く行動する子を育てる

「子どもが力をつけ、心の拠り所にできる学校」にするための手立て

豊かな心

○ いじめのない学校をめざして
いじめを見逃さない職員体制の確立

○ 自尊感情を育み、自己有用感・自己肯定感を高めることができる学級づくりの推進

○ 規範意識を高める授業の推進
ルールやマナーを守り、道徳性を高める指導の実現

○ 健やかな体つくりの推進　○食への関心を持ち、健康の保持増進と体力向上を狙った指導の推進

確かな学力

○ 「R(eserch)・P(lan)・D(o)・C(heck)・A(ction)サイクル」を意識した教育活動の実施

○ 分かる授業の推進
・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、ICTを活用した授業づくりの推進
・思考・判断し、課題の解決に主体的に向かうことを重視した授業づくりの推進

○ 学習規律の確立

社会的自立

○ 仲間とのつながり、支え合い、対話をすることで、自ら考え行動する力を育む

○ 社会とつながる探求的な学びの充実

○ 校外学習、体験学習など様々な体験を通して豊かな人間性を養う

高羽の教育を支えるめざすべき教職員の姿

子供、保護者、地域の願いを大切にする職員集団
１時間の授業を大切にし、それを積み上げていく職員集団
学び続け、授業力を高めていく教職員集団
報告・連絡・相談を徹底し、情報共有を確実に行う教職員集団

■ 教職員の姿勢

・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係構築に努めます。
・分かる授業を進め、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
・児童・教職員の人権感覚を高めます。
・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
・いじめ問題を一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応します。
・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

■ 校内いじめ問題対策委員会

①いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、生徒指導係、生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

②校内いじめ問題対策委員会の役割

・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
・いじめと認められる事案が発生した場合は、直ちに緊急対応会議を行います。
・いじめの相談があった場合には、当該児童の担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行います。

■ 重大事態への対応

重大な事態については、高羽小学校基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年３月文部科学省　※令和６年８月改訂)」により適切に対応する。

（１） 重大事態の報告と調査

・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け速やかに事実関係を把握する。

（２） 調査結果の報告

・いじめを受けた児童や保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

■　校内いじめ問題対策委員会

・校内いじめ問題対策委員会の設置
本校は、校長、教頭、学年教員、生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

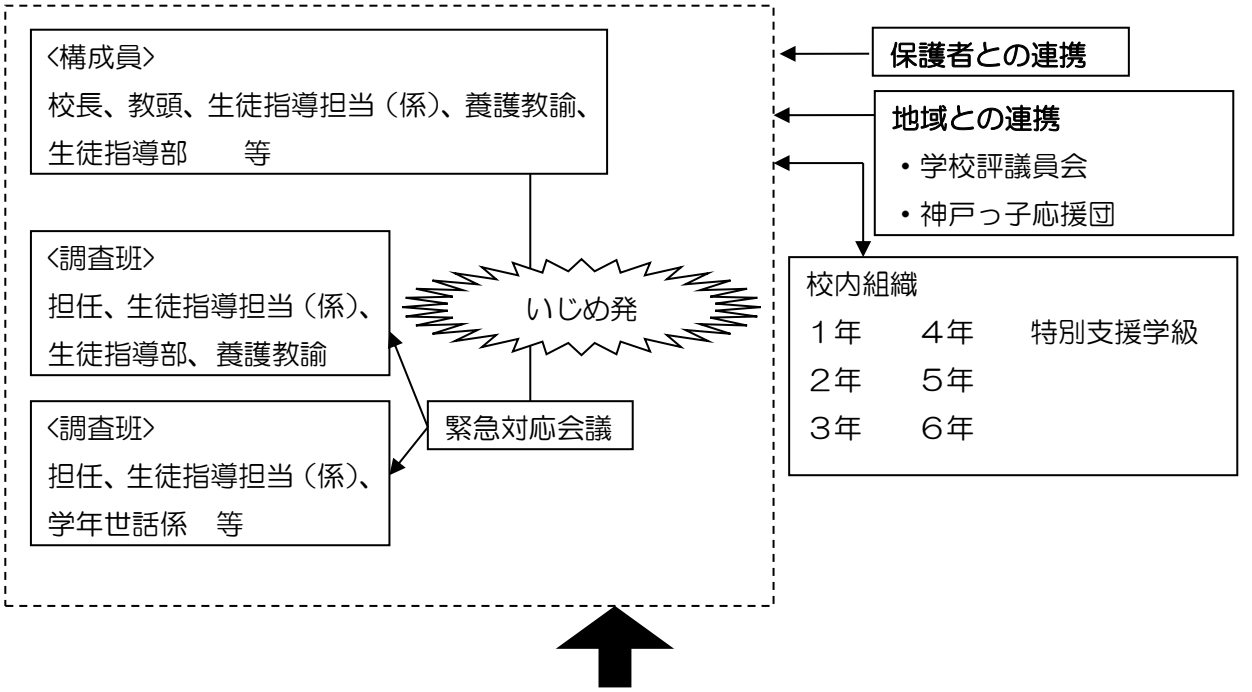

〈状況に応じて〉
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（加害・被害の児童・保護者の心のケア）
青少年育成センター
暴行・障害など、刑法に抵触する時　　灘警察署、少年東部サポートセンター
当該児童の家庭環境等に問題がある時　区役所こども家庭支援室、神戸市こども家庭センター
当該児童の心身等に影響がある時　　医療機関、法務局等の人権擁護機関　　等

■　令和７年度、年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり　人間関係づくり											
早期発見に向けた取組		アンケート						アンケート			アンケート	
	日常的な家庭との連携											
職員会・対応チーム等	職員会（基本方針提案）			取組評価 学校評議員会 職員研修					取組評価			取組評価 次年度計画 学校評議員会
	毎週の生活当番・毎月の生徒指導部会・いじめ問題対策委員会											

■　早期対応

いじめの兆候に気づいた時には、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対処します。まず、「当該児童の保護」に努め、組織として対応します。

（１）いじめの事実関係の把握

・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聞き取り、不安を取りのぞき、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。

・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聞き取り、関係職員で情報共有し、組織として対応します。

（２）いじめの指導

・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷付けたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。

・関係児童だけの問題にとどめず、関係児童のプライバシ―に十分配慮した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。

・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。

・状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。

・指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

■　特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。また、いじめを許さない心を育てていくためには、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

■　インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

（１）未然防止

・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。

・パソコンや携帯電話、スマートフォンやゲーム機等の使用に関するマナーの向上や家庭でのルール作りについて保護者に協力を依頼します。

（２）早期発見

・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局の関係機関と連携して対応します。

（3）携帯・スマートフォン等の使い方『灘区ネット・携帯・スマートフォン利用の自主ルール』

・平成 27 年８月 24 日（月）に中学校・小学校の代表が参加して行われた「灘区子どもサミット」で、携帯・スマートフォンの使い方について灘区全体の約束事を決めました。本校の代表児童４名も意見を出し、以下のような自主ルールが決められました。

〈全文〉
私たちは、ネット・携帯・スマートフォンを利用するうえで、誰もが嫌な思いをせず、毎日、安全で、明るく楽しい生活を送れるようにこのルールを定めます。
一、22 時以降は使用しない。（小学生は 21 時）※塾や習い事など必要な場合は除く。
一、個人情報を流さない。※写真、名前、住所など個人が特定されるもの
一、悪口、からかい、不満などの人を傷つける言葉を書き込まない。
一、不要な課金をしない。課金をする際は保護者の許可を得る。
一、自分の携帯やスマートフォンの機能を知る。※GPS 機能や画面ロックなど
一、「また連絡するね」が会話をやめる合言葉

■ 未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通じて予防的な取組を計画実施します。「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識をもち、“いじめに向かわない”子どもに育てるよう努めます。

（１）思いやりの心を育む教育

・授業をはじめ、道徳教育や学級活動等、すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いに思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育みます。

（２）豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団作り

・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団作りに取り組みます。

・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力を育む自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。

・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

（３）規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

・すべての教育活動の中で決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。

・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、「知らせることは正しいことである」ことを合わせて指導します。

■ 早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童同士の信頼関係の構築と見守りに努めます。また、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない教職員の認知能力の向上に努めます。その上で得た情報の共有・連携したさらなる情報収集を進めます。

（１）信頼関係の構築

・日頃の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制作りに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

（２）児童理解

・平素から児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の感情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。

・定期的にアンケートや教育相談を実施し、いじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。

（３）相談体制の充実

・養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導係などと担任が効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

（４）校外相談機関との連携

・教育相談指導室やこうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全ホットライン」（24 時間電話相談）など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

■　その他

本校は、いじめ問題対策委員会によって、適宜高羽小学校基本方針を見直し、必要があると認められたときは改訂します。